解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年七月十三日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十四年八月二十三日徳島県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三日

徳島県徳島市仲之町一丁目三七番地

学校法人渡辺学園

清算人　渡辺　博文

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十一月一日開催の理事会の決議により平成二十四年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三日

高知県高知市旭天神町一六九番地二

財団法人ポッポ保育協会

清算人　小松　絵理

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十四年九月十八日大分県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三日

大分県豊後大野市緒方町滞迫二二九番地

清算法人傾山土地改良区

代表清算人　髙宮　正

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十四年九月四日志布志市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三日

鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目一番一号

清算法人志布志町土地改良区

清算人代表　大野　全生

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年八月二十七日開催の会員総会の決議により解散致しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三日

東京都中央区日本橋人形町二丁目一六番二号

社団法人国際労働運動研究協会

代表清算人　岩井　進一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年五月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三日

横浜市緑区中山町二一九番地

医療法人アルタ会

清算人　溝上　智子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月三十日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三日

和歌山市東小二里町六番二号

学校法人堤学園松ヶ丘服装学院

清算人　井上　悦子

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年五月六日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三日

大分県佐伯市本匠大字三股六九六番地一

清算法人浜後井路土地改良区

代表清算人　髙野　朝重

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三日

青森県三戸郡三戸町大字在府小路町四三番地

財団法人迷ケ平森林観光開発協会

清算人　竹原　義人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年九月三十日存続期間の満了により解散したので当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三日

徳島県徳島市かちどき橋一丁目四一番地

財団法人徳島県林業苗木安定対策基金協会

清算人　杉本　直樹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年七月十九日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月三日

高知市福井東町三九番五―九号

医療法人清風会

清算人の住所　高知市鷹匠町二丁目三番三五号

清算人　髙野　純行

第十期決算公告

平成二十四年七月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	二四一
固定資産	三二一
資産の部合計	五六二
負債及び純資産の部	
流動負債	一三二
固定負債	一、三〇五
負債の部合計	一、四三七
株主資本	△八七四
資本金	四四五
資本剰余金	四二五
資本準備金	四二五
利益剰余金	△一、七四四
その他利益剰余金	△一、七四四
（当期純損失）	（二八八）
純資産の部合計	△八七四
負債及び純資産の部合計	五六二

平成二十四年十月三日

東京都文京区本郷一丁目二八番一〇号本郷TKビル三階

ヘルスケア・コミッティー株式会社

代表取締役　古井　祐司

配当公告

名古屋市南区道徳新町六丁目五八番地

破産者　株式会社ポニー

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第一五五〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二九七、六五五、七七一円

（内優先債権額　金二、〇一八、一六七円）

一、配当をすることのできる金額

金九二、八二四、三〇三円

（内優先債権額　金二、〇一八、一六七円）

平成二十四年十月三日

名古屋市中区丸の内二丁目一〇番一九号市川ビル三階

破産管財人　森　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南二二条西九丁目一番、最後の住所札幌市中央区南二一条西一一丁目三番一一号　パークハイム山鼻三〇三号

被相続人　亡　八重樫克典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

事務所札幌市中央区南二条西一〇丁目一〇〇番地二〇　ダイメックス札幌南二条ビル三階　三春法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三春　裕嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道千歳市桂木一丁目三番、最後の住所北海道千歳市桂木一丁目三番一〇号

被相続人　亡　岸　ツヲ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

事務所札幌市中央区南二条西一〇丁目一〇〇番地二〇　ダイメックス札幌南二条ビル三階　三春法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三春　裕嗣